

知多市における土壤汚染について

出光興産株式会社(東京都千代田区)が、知多市内の同社愛知事業所において、土壤汚染状況調査を実施したところ、土壤汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壤汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1 報告内容

(1) 報告者

出光興産株式会社

(2) 報告年月日

2025 年 6 月 6 日（金）

(3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県知多市南^{みなみはま}浜町11 番の一部

(4) 報告の根拠

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）

(5) 調査結果

ア 土壤溶出量

次表のとおり、法に規定する土壤溶出量基準を超過しました。

特定有害 物質名	測定結果 最大値	土壤溶出量 基準	基準超過 土壤検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注2}
ふっ素及び その化合物	5.6mg/L (7.0 倍) ^{注1}	0.8mg/L 以下	0～0.5m	16／111

注1：（ ）内は土壤溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を 10 メートル格子で分割した区画数

イ 土壤含有量

次表のとおり、法に規定する土壤含有量基準を超過しました。

特定有害 物質名	測定結果 最大値	土壤含有量 基準	基準超過 土壤検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注4}
鉛及び その化合物	1,000mg/kg (6.7 倍) ^{注3}	150mg/kg 以下	0～0.5m	5／111
ふっ素及び その化合物	5,100mg/kg (1.3 倍) ^{注3}	4,000mg/kg 以下	0～0.5m	1／111

注3：（ ）内は土壤含有量基準に対する倍率を示す。

注4：調査対象地を 10 メートル格子で分割した区画数

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、アスファルト舗装又は不透水シートで覆われており、汚染土壤の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。不透水シートの周囲は立入禁止柵を設置しています。

2 今後の対応

事業者は、地下水モニタリングの措置を実施するとともに、飛散等防止のため舗装により地表面を被覆する措置を講じる予定です。

県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導するとともに、周辺の飲用井戸の有無等を調査した上で、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準を超過した区画を法に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

3 事業者の連絡先

出光興産株式会社 愛知事業所 総務課

住所：愛知県知多市南浜町 11 番地

電話：0562-55-1111

4 調査対象地の概要

(1) 面積

5,520.15 m²

(2) 調査対象地の利用状況

調査対象地は、1975 年頃までに埋立てが行われ、1975 年から現在まで、出光興産株式会社愛知事業所の敷地の一部として利用されており、原油を精製し、ガソリン、灯油及び軽油等の石油製品の製造を行っています。

今回汚染が判明した物質は、調査対象地内において取扱履歴がありますが、漏洩^{ろうえい}事故等の記録はありません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

・鉛及びその化合物

化合物によって毒性は異なりますが、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少、腕や足の筋肉の虚弱などがあります。

体内に取り込まれた鉛は血中などに分布したあと、90%以上が骨に沈着します。主に尿に含まれて排泄されますが、体内の濃度が半分になるには約5年かかり、長く体内に残ります。

・ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/Lの濃度で12～46%の人に軽度の斑状歯^{はんじょうし}が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4mg/L 以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。

なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を1日4mg 以下としています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壤汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)